

7月10日(日)

第26回参議院議員通常選挙

より良いまちづくりのため、必ず投票しましょう。

●投票できる人

桐生市の選挙人名簿に登録されている人で、表1のとおりです。

●投票の流れ

投票所の入場券は、1通に4人までの入場券を記載した「シール式はがき」で郵送します。

入場券には氏名や投票所名が記載されていますので、確認し、投票の際には1人分ずつ切り離してお持ちください。なお、入場券が届かない、または紛失した場合は、投票所で係員に申し出てください。投票時間は、午前7時から午後7時までです。ただし、馬立集会所(第21投票所)は午後6時までです。

▼代理・点字投票ができます
病気やけがなどで文字が書けない人のために「代理投

票」制度、目の不自由な人のために「点字投票」制度があります。

投票の秘密は固く守られます。代理・点字投票が必要な場合は、投票所で係員に申し出てください。

●投票日に投票所に行けない人は

▼期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票ができます。投票できる場所、期間、時間は表2のとおりです。

住所にかかわらず、どの期日前投票所でも投票することができます。

また、期日前投票所では、「宣誓書兼請求書」の記入が必要です。宣誓書兼請求書の用紙は投票所に用意してありますが、各公民館と市ホームページにもありますので、あ

らかじめ自宅などで記入して持参することもできます。

▼滞在地などの投票

投票日に仕事などで他市区町村に滞在中の人は、所定の手続きを行うと、滞在先の選挙管理委員会投票することができます。また、都道府県が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その場所で投票することができます。

▼郵便などによる投票

身体に重度の障がいがある人は、自宅から郵便などでする投票をすることができます。

また、新型コロナウイルス感染症における宿泊・自宅療養者の投票機会を確保するため、「特例郵便等投票」における手続きの支援を実施します。

問い合わせ 選挙管理委員会
選挙担当(☎内線538)

表1 投票できる人

年齢要件	平成16年7月11日までに生まれた人(満18歳以上の人)
住所要件	令和4年3月21日以前から桐生市に住んでいる人 (桐生市の選挙人名簿登録基準日の3か月前)
市内で転居した場合	・6月9日までの転居…転居先の住所地の投票所で投票 ・6月10日以降の転居…転居前の住所地の投票所で投票

表2 期日前投票

期日前投票所	投票できる期間	投票時間
桐生市役所、新里支所	7月9日(土)まで	午前8時30分～午後8時
黒保根支所	7月2日(土)～9日(土)	

